

改正建築士法の施行に伴い

建築設計業務委託及び工事監理業務委託の契約時の書式変更について

平成 27 年 6 月 25 日に施行された改正建築士法では、建築物の設計又は工事監理について、契約書面に記載すべき事項が定められています。これに伴い、建築設計業務委託と工事監理業務委託の契約時の書式を変更します。

- 変更点 ① 「建築設計・工事監理用の契約書」鑑をホームページに掲載しました。
(「6 建築士法の規定により記載すべき事項」が追加されています。)
- ② 「別紙 建築士法の規定により記載すべき事項」を約款の後ろにとじ込んでください。
※契約保証金の有無に応じて別紙を選択して下さい。

※約款に変更はありません。

問い合わせ先

佐野市役所 契約検査課 契約係

電話 0283-20-3027